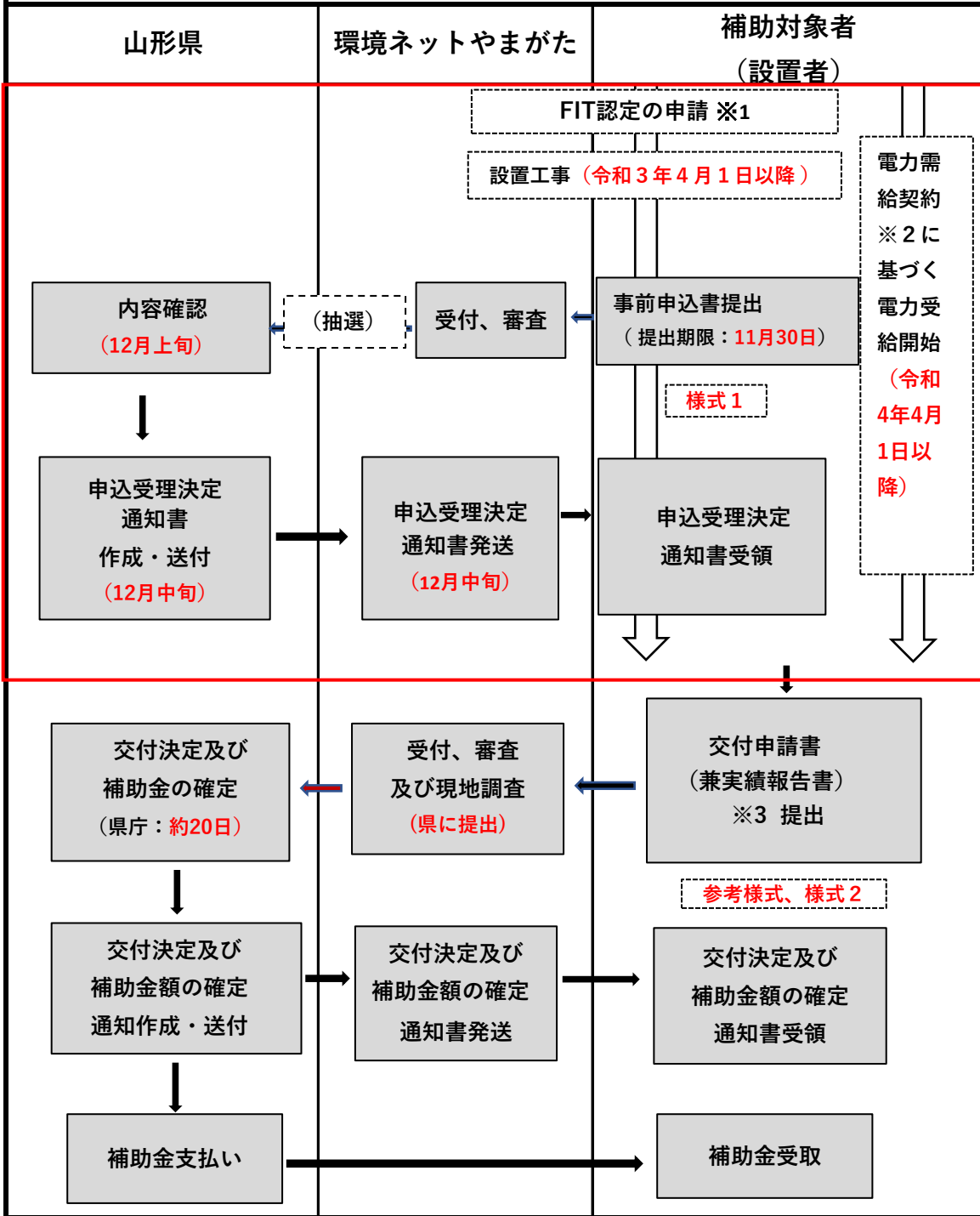


補助金申込から交付までの流れ 表1

<蓄電池設備（創エネ型：蓄電池＋太陽光発電設備）>



前年度からの変更部分

【注】蓄電池に対する補助金を利用するには、新規の太陽光発電設備を同時に導入し、売電を開始することが必要です。太陽光発電設備を導入してFIT売電をするためにはFIT認定（※1）と電力受給契約（※2）が必要です。

※1 FIT認定は、資源エネルギー庁が指定する電子申請より申込みを行ってください。なお、認定までの時間がかかりますので、早めにご準備ください。

※2 電力会社（東北電力等）に申込み、設備の検査を受けただうえで契約し電力の受給が開始されます。

※3 電力受給開始後30日を経過する日（既に受給開始している者は、受理決定後30日以内）、又は令和5年2月28日いずれか早い日までに、必ず提出をお願いします。